

第7回さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会会議録

日 時	令和3年8月31日(火) 14:00~15:50
場 所	ときわ会館 5階 501会議室
出席者	<p>■会長：江口 幸治 会長職務代理者：平野 方紹 委員：清水 恒男 奈尾 光浩 村松 綾子</p> <p>■行政：岡野行政管理監 永島福祉部長 吉田生活福祉課長 中村生活福祉課長補佐 野村生活福祉課長補佐</p> <p>■事務局：穂刈総務部長 梶原参事兼課長 幸田副参事 上原課長補佐 国本主査 須田主事(法務・コンプライアンス課)</p>
次 第 (議題)	<p>1 開会 2 議事 (1) さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会報告書(案)について (2) その他 3 閉会</p>
公開又は 非公開の 別	公開
非公開の 理由	—
傍聴者数	1名
審議した 内容	さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会報告書(案)についての説明及び質疑応答
問合せ先	総務局総務部法務・コンプライアンス課 電話番号 829-1856

1 開 会

○司会 只今から、さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会を開催させていただきます。

まず最初に、定足数についてですが、委員全員のご出席をいただいておりますので、委員会の会議が成立することをご報告でございます。

次に、本日の会議資料についてご説明いたします。まず、本日の次第でございます。次に、資料1といたしましてA3判「『資料3報告書の構成について』の修正箇所」、それから、A4ホチキス留めの資料2「さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会報告書（案）」でございます。

それでは、江口会長、進行をよろしく願いいたします。

○議長（江口） 皆さん、こんにちは。それでは、これから会議を進行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の委員会開催に当たり、1名の傍聴申請があります。委員会条例第6条第4項の規定により、当委員会を公開といたしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、本日の委員会を公開とします。お願いします。

それでは、本日の次第に沿って議事を進めてまいります。さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会報告書（案）についてを議題といたします。

初めに、前回の会議においてご審議いただいた資料3「報告書の構成について」、継続して審議を行います。まず、平野委員からご提案のあった修正内容を報告書の構成にどのように反映させたのか、事務局の説明を求めます。よろしくをお願いします。

2 議事

(1) さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会報告書（案）について

○法務・コンプライアンス課長 それでは、事務局のほうから資料3「報告書の構成について」、修正した内容についてご説明をさせていただきます。

前回の会議において配付させていただきました資料3につきましては、改めて机の上に置かせていただきました。資料2の報告書案と併せて、ご確認いただければと思います。

それでは、資料1「『資料3報告書の構成について』の修正箇所」、こちらをご覧くださいければと思います。

まず、前提といたしまして、前回の会議におきまして平野委員から、資料3の構成案では委員会の立ち位置や専門家による視点から見たこの事件の分析などが、はっきり示されておらず、それを明確にするため、加筆修正が必要なのではないかというようなご指摘がございまして、それ

を踏まえ、資料2の報告書案のとおり修正させていただきました。その詳細な内容につきましては、資料2の報告書案のご説明の際に改めてご確認いただきたいと思いますと思いますが、まずは、修正の方向性や大きな変更内容につきまして、資料1を用いてご説明させていただければと思っております。

また、必要に応じまして、資料2の報告書案と、机上に置きました資料3、こちらの構成案をご参照いただければと思っております。

まず、資料1の「はじめに」でございます。修正前、修正後という形で対照表となっております。修正前については、第三者委員会設置までの経緯と目的、報告書作成の目的や考え方、再発防止の提言に当たっての意見表明等を記載しておりましたが、修正後につきましては、「はじめに」を3項にいたしまして、第1項で第三者委員会設置までの経緯と設置目的、第2項は委員会の視点と第三者性、第3項では委員会の限界と成果を記載いたしまして、大きく修正を行いました。修正をした理由といたしましては、「はじめに」の中で、改めて委員会の立場やスタンス、委員会の視点が市の内部調査、検討とは違う角度から切り込んでいることを明確化したものでございます。

続きまして、「Ⅰ 不適正事務処理の発生」でございます。修正前につきましては、委員会が検証を行う不適正事務処理の概要と内部調査の経緯や不適正事務処理発覚後の経緯を示したものでございましたが、修正後は、委員会の視点から不適正事務処理の概要と内部調査の経緯や不適正事務処理発覚後の経緯、こちらは、第三者委員会の活動経緯については当初盛り込んでおりましたが、こちらについては「Ⅱ」に統合させていただくものでございます。資料のほうでは「Ⅲ」というふうになっておりますが、こちらは「Ⅱ」の誤りでございますので、大変申し訳ございませんが、修正をお願いいたします。

また、表題を改めまして、「Ⅰ 不適正事務処理の概要と報告までの市の取組の経緯」としたものでございます。修正につきましては、小規模な修正となっております。

修正理由といたしましては、修正前は、委員会が設置される前からの経緯等であることから、主語が市、プロジェクトチームになっておりますが、こちらのほうは委員会の報告書でありまして、なるべく主語や視点が委員会となるように修正をしたものでございます。

続きまして、「Ⅱ 委員会の役割と活動」でございます。修正といたしましては軽微な修正というふうになっております。第1の設置目的中、「第三者委員会を設置した」に対しまして、第1の設置目的中、「当委員会が設置された」という形で、改正前の案から修正を行っております。理由といたしましては、主語が市になっているものを、なるべく主語や視点が委員会となるように修正を行ったものでございます。

続きまして、「Ⅲ 事実経過の検証」でございます。この章につきましては、項番の追加を含めて構成上、大幅な修正を行っております。修正前は、委員会における協議経過で委員会におけ

る事実経過の検証についての協議経過を記録し、2の委員会における検証結果で市の事実経過の説明について矛盾がないことが認められ、市の内部調査を尽くしても、動機等の部分について説明が困難であることは理解できるといたしました。そして、委員会として不明な点があることを認識しつつ、市が確認している事実を踏まえて、原因分析、課題の検証を進めていく方針であることを記載しております。修正後は、表題を「Ⅲ 事実経過検討における基本的認識」に修正いたしました。

そして、構成を変えまして「1 今回の事件の社会福祉行政における問題の重大性と影響」を加え、委員会がこの事件の市政における重大性について分析した内容を記載いたしました。事件により、(1)市の生活保護行政に対する信頼性が損傷したこと、(2)市の生活保護実施体制への信頼性が損傷したことを指摘し、市全体に関わる重大な問題であることを改めて指摘したものでございます。

また、「2 今回の事件が生活保護にもたらす否定的な影響」を加え、市政に及ぼす影響につきまして分析した内容を記載しております。事件により、(1)被保護者とケースワーカーとの信頼が損なわれ、生活保護における支援関係の脆弱化を招くおそれがあること、(2)特例扱いを引き合いに出され、保護の適正実施を進めることに困難が生じること、(3)被保護者への否定的な風評の拡大とその影響から保護受給をためらうおそれがあること、(4)不適正な公金管理による市民の納税意識・法令等遵守意識の低下する懸念を指摘したものでございます。

「3 委員会における検討経過」、「4 委員会における検証結果」につきましては改正前の「1 委員会における協議経過」を「3 委員会における検討経過」に変更したものの、3及び4につきましては軽微な文言修正を行ったものの、ほぼ原案どおりとなっております。

修正の理由といたしましては、修正後の1及び2につきましては、委員会の市民感覚の視点や専門家の視点で、この事件について分析したものを加えたものでございます。この事件が市政に与える重大性と影響等について、委員会が問題意識を持って検討、協議したことを明らかにしたものでございます。

3及び4につきましては、ほぼ原案どおりでございますが、「市が確認している事実を踏まえて」を「委員会の審議・検討を通じて確認した事実」、こういった変更となりまして、なるべく主語や視点が委員会となるように修正を行いました。

続きまして、「Ⅳ 不適正事務処理の原因及び課題の検証」でございます。こちらの修正については軽微なものとなっております、一例でございますが、「プロジェクトチームから説明を受けた」という表現を「プロジェクトチームから説明を受け、それに対する質疑応答・協議を行った」というような形の修正を行っております。

理由といたしましては、協議経過におきましてプロジェクトチームから説明を受けたという表現で結んでおりますが、委員会で主体的に議論したことが重要で、プロジェクトチームから説明

を受け、それに対する質疑応答、協議を行ったという表現に変更したものでございます。

また、「奈尾委員から内部統制による発見的統制及び予防的統制の検討についてご意見をいただいた」という表現につきましては、「委員から、内部統制による発見的統制及び予防的統制の検討の意見が提出された」というふうに変更させていただきました。これは、報告書には原則として委員個人名を出さないように配慮したところでございます。

続きまして、「Ⅴ 再発防止の検証」でございます。修正前につきましては「1 委員会における第5回の会議において」という記載でございますが、修正後には「1 委員会における第5回から第7回の会議にかけて」というふうに、資料3の作成後に開催いたしました第6回会議、第7回会議の審議内容を反映させるため修正を行っております。

また、修正前の「1 委員会における協議経過」④中、「将来的に本庁組織に適切処遇推進の責任者を設置し、適切処遇の推進を図る。」というものを、「1 委員会における協議経過」④中、「本庁組織に適正実施推進の指導者を設置するなど適正実施・適切処遇の推進を図る。」というふうに変更させていただいたものでございます。

これは、適切処遇に範囲を限定せず、適正実施を加えるなど範囲を拡大した内容で修正をしておりますが、こちらについても改めて、この内容でよろしいのかどうか、ご議論をいただければと思います。

また、前回の会議で「将来的に」を全て削るというふうにしたため、報告書の記載といたしましては「組織改正は中長期的な課題」について削除させていただいたものでございます。

続きまして、「Ⅵ 再発防止に向けた7つの提言」でございます。

その中に7つの提言と26の具体的な再発防止策の記載というものがございしますが、こちらにつきましては「再発防止に向けた7つの提言と26の具体的な改善策」というふうに修正させていただきました。これは後段に、具体的に改善策として提示していることから文言の整理を図ったものでございます。

また、修正前の「2 運用変更」中、「運用面の不備として保護決定調書のみでの決裁」と「内部統制上の発見的統制」を、それぞれ「運用面の不備として保護決定通知書や挙証資料等を添付せず保護決定調書のみでの決裁」、また「内部統制上の発見的統制（リスクの事後的なコントロール）」、このような分かりやすい表現に改めました。

また、修正後におきまして、委員からの意見を反映し、研修の受講が通常業務に支障が出ないよう、「5 研修の実施」中、「なお、研修については、通常業務に支障がないよう配慮し、職員が受講しやすい時期や方法により計画的に実施する必要があることも指摘しておく。」という記載を加えました。

なお、「7 組織等の改善」中、「本庁組織に適正実施推進の指導者を設置するなど適正実施・適切処遇の推進を図る。」というふうに修正し、前述の記載と整合させたものでございます。

最後に「おわり」でございますが、こちらについては、前回の会議でのご意見を踏まえまして新たに追加させていただいたものでございます。趣旨といたしましては、公金管理の適正性の確保という問題意識とは違う角度で、この事件の問題の構図を指摘したものでございます。第三者委員会としての立場、視点から、本来公平・公正であるべき生活保護が不適切に実施され、市民の信頼を損ねてしまったという問題を指摘するとともに、生活保護行政の適正化と市民の信頼確保に向け、委員会としてのメッセージを発信するものでございます。

内容につきましては、後ほど報告書（案）のご説明の中で確認いただければと思います。

修正箇所の主な説明につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（江口） ありがとうございます。平野委員、修正提案、本当にありがとうございました。

只今の事務局の説明に何かございますか、平野委員いかがですか。

○平野委員 大丈夫です。

○議長（江口） 委員の皆さんは、只今の事務局の説明に対してご意見、ご質問があれば、よろしく申し上げます。内容については、この後また説明いただきます。それでは、只今の修正内容については承認されたということにさせていただきます。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（江口） 続きまして、前回の会議において資料3「報告書の構成について」、字句の整理等軽微な修正につきましては、各委員からメール等、事務局に連絡していただき、事務局で対応していただいたものを今回の会議で確認するということになっております。委員から修正の連絡等はありませんでしょうか。

○法務・コンプライアンス課長 事務局のほうからですが、基本的に、委員からの連絡についてはございませんでした。ただ、事務局のほうで文言修正させていただいたものがございますので、こちらについては後ほどご説明させていただきたいと思っております。

○議長（江口） 分かりました。それでは、早速ですが、資料2「さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会報告書（案）」の確認をさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

○法務・コンプライアンス課長 それでは、資料2「さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会報告書（案）」について、ご説明をいたします。

資料の方は、資料3「報告書の構成について」、こちらも併せてご覧になりながら確認いただければと思います。

まず、1ページをお願いいたします。こちらの「はじめに」につきましては大幅な修正がございます。長くなりますが、こちらについては読みながら説明をさせていただきますので、変更部分等のご確認をお願いいたします。

「はじめに」。1 第三者委員会設置までの経緯と設置目的。令和3年1月29日に発覚した、

桜福祉事務所の査察指導員による総額1,271万円にも及ぶ生活保護費を特定の被保護世帯に不正に支出した事件は、まさに市の福祉行政の根幹を揺るがし、市民の信頼を大きく損ねる事態となった。

市は、この事件の発覚を受け、事件の調査等を行うため、さいたま市不適正事務処理に関するプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を発足させ、なぜ職員が不正な支出を行ったのか、なぜ職員が不正な支出を行うことができたのか、なぜ不正を見抜けなかったのか、これらの視点から関係職員の聴取や関係書類の調査等を実施し、不適正事務処理に関し原因究明や課題の洗い出しを行った。

そして、6月には、プロジェクトチームの内部調査の結果として、不適正事務処理に関する事実経過、課題等の検証及び再発防止の方向性等を中間報告書にまとめ、市議会へ報告し、市民に公表された。

しかし、今回の事件をさらに検証し、再発防止の実効性を高めるためには、第三者的立場の専門家による検証や検討が必要とされ、市議会で第三者委員会の設置条例が承認され、7月に同条例により発足することとなった。

この条例により設置された、さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）は、プロジェクトチームをはじめとする市の内部調査による報告内容の客観的かつ公正な検証及びその検証を踏まえた再発防止の提言を行うことを目的としている。

委員会は、独自の捜査権限を持つ捜査機関ではないことから、今回の事件の当事者からの聴取などを行うことは難しく、事実確認などはプロジェクトチームなどからの聴き取りで行うこととなった。

また、司法機関でもないことから、事件の責任を誰が取るべきであるかという処罰を目的とはせず、どうして事件が起きたのか、その教訓から、どうすれば再発を防止できるかを検討することとした。

2、委員会の視点と第三者性。委員会は、次の2つの視点から検討を進めることとした。

第1は、市民目線と市民感覚である。今回の事件は市政の失態であるが、市民からすれば、市政への信頼を裏切られたことでもある。それだけに事件の解明と再発防止は、市民が納得できるものであることが求められる。

そこで、委員会は、市民目線と市民感覚を検討する視点とした。

第2は、専門家目線である。今回の事件は生活保護という社会福祉行政の根幹とも言える領域で発生しており、また、公金管理という法的に適正に執行されるべき領域であることから、それぞれの領域の専門家が、その専門的立場から検討を加え、再発予防の提言を行うこととした。

市の外部の専門家による、しがらみのない立場で検討を行い、市行政の現実にかかわらず、あ

るべき姿を提言することとした。そのため、提言に具体性が乏しい、すぐには対応が難しいという市担当部署や現場からのご意見は甘んじて受けるが、市民や専門家は、この事件をこう考えているという鏡として真摯に受け止めていただきたい。

3、委員会の限界と成果。経緯と設置目的で述べたとおり、プロジェクトチームの中間報告を検討のベースとし、その内容を検証して、市民目線、専門家目線で疑義を感じた点を吟味し、プロジェクトチームとは違う立場からの解釈を行うなどをして検討してきた。このためプロジェクトチーム中間報告書が自ら指摘している限界性を結果的に継承することとなり、事件動機など、本事件の発生に関わる重要な事実の解明は困難であった。

しかし、委員会の検証において、今回の事件は、次の4点が事件の根幹にあったと確認することはできた。

- ①不正をチェックして、課長に進言し、事務担当者に指示できる立場である査察指導員の不正であること。
- ②桜福祉事務所の事務処理手順や職場環境に不備があったこと。
- ③被保護世帯の処遇管理、ケースワーカーへの支援体制に不十分な点があったこと。
- ④相談しづらい職場環境であったこと。

これらについては、早急に改善策を講じるべきであり、事件の全容が解明されていない状況ではあるが、委員会が確認した事実経過により明らかとなった解決すべき課題に対する一定の結論として再発防止の提言を行うものである。

なお、プロジェクトチーム報告書をベースに検討を進めたことで真相解明という点では限界があったが、その一方で、市が今回の事件をどう受け止め、どのように対処してきたのか、どのように改善しようとしているのかという市の自浄機能の検証となったことは付言させていただきたい。

「はじめに」については以上でございます。

○議長（江口） ありがとうございます。それでは、ここままで委員の皆様、ご意見、ご質問等あればよろしく願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（江口） では、もう少し説明を。

○法務・コンプライアンス課長 それでは、続きまして5ページでございます。

こちらについては、「I 不適正事務処理の概要と報告までの市の取組の経緯」でございます。こちらは先ほどご説明させていただいたとおり表題を変更してございます。変更は部分的であることから、変更部分を中心にご説明をさせていただきます。

まず、最初の部分でございますけれども、委員会はプロジェクトチームの報告に基づき、今回の事件の発生から現在までの市の取組の経緯を次のとおり確認したという形で書いてございます。

こちらは、従前のものについて主語のほうを「委員会」というふうに修正させていただいております。方針として、なるべく市の視点を委員会という視点に変えていますので、そういった内容の修正でございます。

続きまして、「1 事件の概要」でございます。こちらは基本的な内容についてはそのままでございますけれども、事実が判明したのは令和3年1月29日という形で、後から振り返る形で修正がされておりますが、基本的には同じ内容でございます。

「2 プロジェクトチームの設置」でございます。これも同様に、市の視点を変更して記載を見直した内容でございます。こちらのほうは、取りまとめられた、行われたというような表現に変えております。

「3 不適正事務処理発覚後の経緯」でございますが、こちらについては、基本的には市側の対応や取組と第三者委員会の活動、こちらを分けての考え方でございまして、当初の経緯については 第三者委員会の活動部分を削らせていただきまして、次の章、「II 委員会の役割と活動」のほうに、委員会の活動については統合させていただきました。

そして、経緯については事務局のほうでちょっと追加させていただいた部分がございます。3月22日、全区福祉事務所を対象としました再発防止研修を緊急に実施しており、5月25日にその他の職員の処分、併せて、桜福祉事務所におきまして元職員に対し損害賠償請求を行って、納付されたといった経緯についても追加しております。

よろしければ、そのままIIのほうに進めさせていただきたいと思っております。「II 委員会の役割と活動」につきましても同様な視点で修正を行っております、「1 設置目的」についてなんですけど、こちらは「委員会を設置した」という市が設置したような形にしてありましたけれども、「委員会が設置された」という形で修正を行っております。

そして、「2 委員の就任」についてなんですけれども、こちらは当初、就任だけだったんですけども、「委員会の構成」を加筆して修正させていただいた。あと、市長から委嘱状が交付された、清水勇人という形で市長名を載せてあったんですけど、こちらについては削除させていただいたという内容でございます。

そして、9ページ、10ページは変更なくて11ページでございます。こちらは委員会の開催結果でございます。前回のほうでの資料作成については5回の実績までを載せさせていただきましたが、その後、第6回の会議、今回は第7回の会議でございますけれども、開催されましたので、こちらのほうの内容を追加しております。

13ページは、全面的な修正になりますので、こちらのほうで説明を切らせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（江口） それでは、ここまででご質問、ご意見がありましたら、委員の皆さん、よろしくお願ひします。

(「なし」と言う者あり)

○議長(江口) では、さらに先に説明をお願いしたいと思います。

○法務・コンプライアンス課長 それでは、13ページ、「Ⅲ 事実経過検討における基本的認識」でございます。

この章につきましては、表題も含めまして大幅な修正を行っております。読み上げながら説明をさせていただきますので、こちらについては、変更等の確認について、併せてお願いできればと思います。

それでは、「Ⅲ 事実経過検討における基本的認識」。

1 今回の事件の社会福祉行政における問題の重大性と影響。

委員会は、今回の事件の市政における重大性と市政への影響を次のように確認した。

(1) 市の生活保護行政に対する信頼性の損傷。

生活保護法は、被保護者に、福祉事務所による「必要な指導または指示をしたときは、これに従わなければならない」(第62条第1項)と指示に従うことを義務づけ、保護を適正に実施するため「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」(第61条)と届出を義務づけている。

そして、こうした義務に違反したり、履行しない場合、福祉事務所は保護の停止・廃止を行うことができる(第62条第3項)としている。

また、保護の不正受給については「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。」(第85条)と厳しい態度を取っている。

被保護者に対して、これだけ厳しい姿勢を取っていながら、今回の事件は当該被保護世帯に、正規の届出受理手続もないままに、元職員の不実の申請その他不正な手段により大きな金額を数次にわたって不正支給したもので、多くの被保護者にとっては、自ら生活保護法の趣旨に違反しながら被保護者には厳しい態度を取ることは矛盾している、福祉事務所を信頼して指示に従うこと、届出することはできないという感情を惹起するものとなり、市の生活保護行政に対する信頼が損なわれたという点では、桜福祉事務所に限定された問題ではなく、市全体の深刻な問題である。

(2) 市の生活保護実施体制への信頼性の損傷。

元職員は、桜福祉事務所で査察指導員の職務にあった。査察指導員は社会福祉法第15条により福祉事務所に配置することが義務づけられており、その職務は「所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる」(第15条第3項)とされ、ケースワーク業務のスーパービ

ジョンを行うことから、福祉現業における任用資格である社会福祉主事有資格者でなければならず（第15条第6項）、その社会福祉主事は、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があることとされている。しかし、元職員の今回の行為は、この要件に全くそぐわないものであり、現業員に対して教育的指示を行い、現業員の瑕疵を修正し適正な保護の実施に責任を持つ査察指導員が、自らそれに背く行為を繰り返していたという事実は、査察指導員としての適性に欠くものであり、当該職員により査察指導されていた生活保護業務についての信頼が失われることすら危惧されることとなる。

さらに、そうした職員を任命・配置し、長期にわたり不正行為に気づくことができなかつた市の職員人事、職員管理に対しての信頼が今回の事件で損なわれた。当該職員に向けられた市民等の疑惑は、他の福祉事務所や市全体にも及ぶことが考えられる。

2 今回の事件が生活保護にもたらす否定的な影響。

(1) 生活保護における支援関係の脆弱化。

生活保護において被保護者への自立助長の支援（ケースワーク）は、現業員（ケースワーカー）と被保護者との信頼関係が基盤とされる。しかし、福祉事務所は、特定の被保護者には、不正な手段を用いてまでも不正支給すると被保護者が思い込むこととなれば、その信頼関係を築く上で重要な公正性、公平性が損なわれ、支援関係は脆弱なものとなり、円滑で効果的な自立助長が阻害される。

(2) 保護の適正実施の困難化。

これまで生活保護の適正実施のため、制度として対応できない被保護者等からの要求に福祉事務所として、法律上（制度上）対応できない、基準がありここまでしか支給できない、公的制度なので特別扱いできないと、毅然とした対応を取ってきた。しかし、今回の事件では、本来支給できない生業扶助が実際に当該被保護世帯に支給された。これは、被保護者からすれば、強く要求すれば無理なものでも通るという先例がつけられたことになる。今後この先例を引き合いに出し、特例的扱いを求めてきたり、特別な関係を強要することも考えられる。今回の事件は、こうした事態に毅然として拒否しにくい風潮を醸し出すことが危惧され、保護の適正実施を進めることに困難が生じる。

(3) 被保護者への否定的な風評の拡大とその影響。

今回の事件は、元職員による不正行為によるものであるが、生活保護を舞台にしており、当該被保護世帯が不正支給された生業扶助費を受領していたことが確認されている。

このため、市民や事業者（店・企業など）からすれば、生活保護の受給者には何かあるのではないか、不正を働くのではないかという否定的な風評（偏見・誤解）が蔓延することが危惧される。こうした風評により、被保護者がアパートを借りるときに敬遠されたり、就職で不利な取扱いを受けるなどの不利益が生じることが危惧される。大多数の被保護者は、適正に保護を受けて

おり、その被保護者が偏見・誤解を受け、生きづらさを抱えることは問題である。

また生活保護は、国民の生存権を支える、最後のセーフティーネットであり、それが風評等で利用が妨げられることとなれば重大な問題である。とりわけ新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、生活困難を抱える市民が増大している今日の状況で、生活保護受給をためらう、引け目を感じる事となることは深刻であると言える。

(4) 市民の納税意識・法令等遵守意識の低下。

全額公費で賄われる生活保護で、不正が行われたことは適正・適切な公金管理ができていないことを市民の前に露呈させた。市民からすれば自分たちが納めた税金をきちんと管理できていないという意識を持たせることとなる。また最低生活を保障すべき生活保護で不正が行われ、本来の目的ではなく、市職員（元職員）が不正に支出したことは、納税者からすれば許せない行為である。こうしたことから市民の納税意識や法令等遵守意識が低下することが懸念される。

3 委員会における検討経過。

こうした問題意識の下に、委員会では次のとおり検討・協議した。

第1回から第3回の会議にかけて、今回の不適正事務処理における事実経過に関する市の内部調査結果について、プロジェクトチームの中間報告書及び市が提出した資料を基にその説明を受け、質疑や意見交換を通じて検証を行った。

第1回会議では、最初に不適正事務処理の内容を理解するために、プロジェクトチームから中間報告書の概要の説明を受けた。その後、生活福祉課から生活保護制度の概要の説明を受けた。

第2回会議では、桜福祉事務所及び大宮福祉事務所に対して実施した特別監査並びに全区福祉事務所調査の結果について生活福祉課から説明を受け、その後、17回の不正支出がどのような手口で行われたかについて、保護決定調書や支出命令書などの関係書類と元職員及び関係職員からの聴取記録に基づきプロジェクトチームから説明を受けた。

第3回の会議では、元職員が当該被保護世帯の担当ケースワーカーになった平成29年4月から不正支出が発覚した令和3年1月までの事実経過及び元職員と当該被保護世帯の証言の相違について、元職員、関係職員及び当該被保護世帯からの聴取記録に基づきプロジェクトチームから説明を受けた。

4 委員会における検証結果。

これまでの審議において、不適正な事務処理が発生した状況等について市からの詳細な説明を受けた結果、市は適正に調査しており、市で確認されている事実は、プロジェクトチームの中間報告で公表された内容のとおりであった。

一方で、動機や元職員と当該被保護世帯の関係性などの解明には困難な部分があり、その全容解明には警察の捜査の状況を含めて時間がかかることと思われる。

委員会としては、動機や元職員と当該被保護世帯の関係性など不明な点はあるが、委員会の審

議、検討を通じて確認した事実を踏まえて、原因分析、課題の検証等を進めていくこととする。
以上でございます。

○議長（江口） どうもありがとうございました。まさに、この第三者委員会の報告書の特徴的な部分だったと思います。ご意見、ご質問がありましたら、よろしくをお願いします。

では、私から委員の皆様にご意見いただきたいのですが、ちょっと心配し過ぎなのかもしれないんですが、16ページの上から7行目になるんですけども、「これは、被保護者からすれば、強く要求すれば無理なものでも通るという先例」とあるんですけども、強く要求したのかと。つまり、強く要求していないというかもしれないし、これが公開されることになるので。ただ、強く要求すれば無理なものでも通ってしまうのではないかと思わせてしまうような先例がつけられたということであれば、いいと思うんですけど、強く要求すれば無理なものでも通る先例となってしまうと、我々が認定というか、確実に強く要求していくということを確定するということまで行っていないのかなと。あまりにも心配というか、慎重なのかもしれないですけど、いかがでしょうか。

○平野委員 確かに。会長の言われるとおりで、無理に要求すればというのは、ちょっと言い過ぎかもしれない。無理なものでもというのであれば。それはご指摘のとおりだと思います。

○議長（江口） すみません、ちょっと心配し過ぎなのかもしれませんが、では、ちょっと表現の矛盾かなと思いますので、どうでしょうか事務局。

○法務・コンプライアンス課長 案としましては、強く要求すればという強くという部分が、程度の部分がなかなか事実認定できなかった部分でございますけれども、実際には、一般的に考えて、このような金額の生業扶助費が出されること自体が無理な内容でございますので、実際には無理な内容とかそういう形でもっていくというものもあると思うんですけど、その辺で全部伝えられるのか、その辺もご意見をいただければと思います。

○議長（江口） 事務局からそのような説明がありましたけれども、どうでしょうか。

○清水委員 おっしゃるとおり、やっぱり、不当要求という形で認定はされていないと思いますので、だから、ここについては柔らかくしたほうがいいと思うんですね。会長さんから最初にお話があった、強く要求すれば無理なものでも通ると思われるようなという表現がいいと思います。こういった形で確かにここではいいのかなと思います。

○法務・コンプライアンス課長 そうすると具体的には、被保護者からすれば、無理な要求でも通ると思われるものという。

○議長（江口） そうですね……。私のは長過ぎたかな。さっき言ったのは、強く要求すれば、無理なものでも通ってしまうのではないかと思わせてしまうようなと。ちょっと格好悪いといったらあれですけども、文章として。

○法務・コンプライアンス課長 無理な要求だという。

- 議長（江口）　そうですね。無理な要求をすれば通ってしまうふうな。
- 法務・コンプライアンス課長　通ってしまうのではないかと。
- 議長（江口）　強く要求でなければ、無理な要求をすれば通るという先例がつけられたということ。だったら構わないです。
- 法務・コンプライアンス課長　無理な要求が通るという先例がつけられた。
- 議長（江口）　それもちよっと。清水さん、どうぞ。
- 清水委員　そこの、無理な要求をしてきたというのが、ここで判断されているかというところが、ちょっと難しいと思います。それだったら、会長から今あった、「ような」というのが。無理な要求でも通るといふようなというふうな、したほうがいいのかというふうには思いました。
- 議長（江口）　ありがとうございます。どうでしょうか。
- 法務・コンプライアンス課長　そうすると、被保護者からすれば、無理な要求でも通るといふような先例がつけられたというふうなところでしょうか。
- 議長（江口）　無理な要求をすれば通るんだと思わせてしまうという。よろしいですかね。では、ありがとうございました。
- 法務・コンプライアンス課長　では、無理な要求でも通ると思わせてしまうような先例がつけられたということになると思いますので、修正させていただきたいと思います。
- 議長（江口）　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。奈尾委員どうぞ。
- 奈尾委員　何もなければというふうなことなんですけど、14ページの下から5行目ですけども、「ケースワーク業務のスーパービジョンを行う」と、ここだけ「スーパービジョン」という言葉があるんですけど、一般用語としてなじみがないかなという気もするんで、何か日本語的な言葉では、監督とかそういう意味でしょうか。
- 平野委員　日本語だと査察指導です。
- 法務・コンプライアンス課長　そうすると、ケースワーク業務の査察指導という形。
- 議長（江口）　ありがとうございました。清水委員、どうぞ。
- 清水委員　18ページなんですけども、上から4行目。「第1回から第3回の会議にかけて」というのは、「第1回から第3回までの会議において」のほうがいいのか。から、までとよく言うので、「第1回から第3回までの会議において」。まだまとまっていはいないんですけど、先ほど、説明を受けただけでなく質疑や意見を通じて検証を行ったというところがあるんですけども、その後の第1回、第2回、第3回、全て説明を受けたで終わっちゃっているんですよね。だから、そこを、ちょっとどうしようかなというふうには悩んでいるところなんですけども。
- 法務・コンプライアンス課長　修正したような部分もあるので、その部分も修正するようにいたします。
- 議長（江口）　ありがとうございます。清水委員、どうぞ。

○清水委員 ちょっと遡ってしまうんですけども、4ページの①のところですね。「不正をチェックして、課長に進言し、事務担当者に指示できる立場である査察指導員の不正であること」。

これは、査察指導員の不正だというのは間違いなくて、ここで、不正をチェックして課長に進言しがいいいのか、あるいは、適正実施についてケースワーカーに指導監督する立場のというふうにしたほうがいいのか、そこがちょっと分からない。不正したということだと不正をチェックしてなのか、不正をチェックしてというところを、査察指導を言うのであれば査察指導員の不正だけど、査察指導員ということであれば適正実施についてケースワーカーに指導監督する立場の査察指導員なのだけれども。ちょっと、ニュアンスがちょっと分からないので、どういうニュアンスなのか教えてもらえればと思うんだけど。あえて、このニュアンスなのか。

○平野委員 一番大きいのは、さっき言っていたように、本来は査察指導員というのは、清水委員が言われたように適正実施を指導する立場ですね。今回は、それが犯した事件だから。清水委員が言われたように、適正実施を推進する立場にあるということですよ。

○清水委員 ニュアンスがちょっとどうなのかと。インパクト的には強過ぎたのかなと。不正をチェックして、のところで不正があるかどうかというところ。あくまでも、本来の査察指導員の立場というのは不正チェックというか、性善説で職場ってやっているとと思うんだけど、そうすると、本来だったら適正実施についてケースワーカーに指導監督している立場のという形なのかなと思ったので。ちょっと、強い言葉だなと思って。ちょっとチェックを入れて、今そのような形でお考えだったのか、ちょっと気になったので。

○平野委員 清水委員が言われたように、適正実施を推進する立場にあるということ。

○法務・コンプライアンス課長 分かりました。では、査察指導員の立場として適正実施を推進する、指導する立場である査察指導員、そのような趣旨で修正させていただこうと思います。

○議長（江口） ありがとうございます。只今のように、ちょっと遡っても結構ですので、何か、お気づきの点があれば、よろしくお願いします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（江口） では、もう少し先の説明をお願いいたします。

○法務・コンプライアンス課長 それでは、説明させていただきます。20ページをお願いします。こちらはIV、不適正事務処理の原因及び課題の検証でございます。こちらのほうの修正については軽微な修正でございます。内容について確認をいただければと思います。

修正の内容なんですけれども、20ページの中段ぐらいに、「プロジェクトチームから説明を受け、それに対する質疑応答、協議を行った」という部分でございますけれども、こちらのほうは説明を受けただけでなく、主体的に委員会をどう行ったかということが重要ということでございましたので、それに対する質疑応答、協議を行ったという内容を追加しております。

それから、その後、「第4回の会議では第3回に引き続き桜福祉事務所」というふうになっ

ていますけれども、実際には、前は「桜区」という形になっておりました。全体的に「桜福祉事務所」という形の表記にしておりますので、こちらについても文言整理をさせていただいたものでございます。

それから、最後に、その後、特別監査の指摘事項を含めた課題整理について協議をしたという形でございますけれども、もともとの案については説明を受けたというような表現でございますけれども、こちらのほうも、説明を受けたという表現から、主体的に協議をしたというような表現で書いております。

続きまして、21ページでございます。生活福祉課から説明を受け、それに対する質疑応答、協議を行ったというところでございますけれども、こちら説明を受けたというところではなく、それに対する質疑応答、協議を行ったまで記載をさせていただいております。

それから、その後に、「委員から内部統制による発見的統制及び予防的統制の検討の意見が提出された」というところでございますが、こちらのほうは奈尾委員のお名前が当初出ていたんですけれども、委員会の視点の考え方から、最後は提出されたという形で締めております。こちらを修正させていただきました。

それから、22ページのほうでございます。「(2) 決裁方法」でございますけれども、この課題でございますが、事務局で確認したところ、①のほうは「決裁登録を行っている」ということになっていて、②のほうは「決裁登録処理を行っていた」という形でございます。本来は処理まで入ってくると思うんですけども、①のほうは入っていなかったということでございましたので、整合性を保つために、①のほうは処理を行っているというふうにさせていただきました。

それから、(2)のほうでも再発防止の方向性、こちら、プロジェクトチームも含めまして、基本的には組織改正という形で掲載させていただいたところでございますけれども、今回、再発防止の提言については、体制とか人員も含めて改善という形で、ちょっと広めに取らせていただいたところもございまして、それに合わせて組織等の改善という形で、提言に合わせて修正させていただきました。

24ページも同じように、組織体制のほうに、再発防止の方向性に組織等の改善とありますが、そちらのほうに記載がございまして。

こういったところ、軽微なものでございますが、修正を行わせていただいたものでございます。

○議長（江口）では、ここまででご意見、ご質問をお願いいたします。

よろしいですかね。

（「なし」と言う者あり）

○法務・コンプライアンス課長では、続きまして28ページの「V 再発防止策の検証」、こちらをご覧くださいと思います。

こちらにつきましては、委員会における協議経過でございますけれども、第5回から第7回の

会議にかけてということで、第5回というふうになっていたんですけども、第7回のところを追加させていただいたことと、それから、第7回までの内容について加筆させていただいております。

第5回から第7回の会議にかけて、具体的な再発防止策について、市が提出した資料を基にその説明を受け、質疑や意見交換を行った。

第5回の会議において、不適正事務処理に係る改善策について、プロジェクトチームからの説明に対し、質疑や意見交換を行った。

プロジェクトチームの改善策に対し、次のとおり改善策を追加する意見があり、提言に盛り込むこととしたというような記載でございます。

そして、①のほうで、再発防止の方向性の後に、職場風土の改善と。委員会での決定を受けまして方向性を追加するということでしたが、こういった名称については、これは決まっていなかった部分もございましたので、仮称をつけさせていただいたんですけども、これについても、ちょっと分かりづらいというようなこともございまして、仮称を外していただいたものがございます。

そして④のところでございますけれども、こちらのほうも、先ほど申し上げたとおり、当初こちらについては適切処遇という形での責任者、こちらのほうの設置というもの自体が、いわゆる改善策につながるような内容でございましたけれども、広めに取りらせていただいて「本庁組織に適正実施推進の指導者を設置するなど、適正実施・適切処遇の推進を図る。」、このような表現に拡大して、追加させていただいたところがございます。

これについても、前の適切処遇のほうがいいということであれば、また直すことになるかと思うんですけども、こういった修正をさせていただきますので、お知らせいたします。

それから、第6回及び第7回の会議においてというところでございますが、こちらのほうは今回追加をさせていただいたものがございます。第6回及び第7回の会議において、具体的な改善策について検討を行った。以上の協議結果から委員会として、再発防止の方向性を柱とした7つの提言を行うこととした。

7つの提言については当初、案という形になっていて順番がばらばらになっていたんです。というのは、プロジェクトチームのほうで出した順番というのが「システムの改修」が一番頭にきていたんですけども、それを後述の再発防止の提言を行う中で提言の順番についても整理させていただいたんですけども、今までの資料の説明経過と後述の記載にちょっとずれが生じたため、今回については順番もそろえたほうがいいかなということで、順番だけはそろえさせていただいたんです。

これは事務局としては、この7つの提言については、委員会の7つの提言ということで、かなり具体的な表現で書いたと思うんですが、この内容と、後述にあります実際の提言の内容と表現

が違ってしまうと、わかりづらいというところもございまして、実際にこの記載項目については、その当時はそういった文言が出ていたんですけども、場合によっては、今回の皆さんのご審議を踏まえて検討するというところで7つの提言の記載については後ろの記載の表題と合わせるような方向でどうかと思っております。これについても、併せてご審議をいただければと思います。

それから、「再発防止策に対する意見」ということで、これは、委員会で出されました主な意見ということでございまして、修正させていただいた部分なんですけども、今回の事件は、元職員が周囲の職員に相談できないうちに事態が悪化していき、なおさら相談できない状態になっていたと、文言を整理させていただきました。

30ページのほう、「保護決定通知」というふうになっていましたけれども、正式には「保護決定通知書」ということでございますので、通知書の「書」を追加させていただきました。

先ほどちょっとお話しさせていただいた、「将来的に」は削るという方向性でしたが、意見としては、提言に盛り込んだというような形で整理させていただいたものです。当初、「組織改正は中長期的な課題」というような意見が上がってきたんですけども、時期については、再発防止の提言には反映しないことになりましたので、「組織改正は中長期的な課題」については、この記載としては削除し、再発防止策として報告書のほうに整理をさせております。

Vについては以上でございます。

○議長（江口） ちょっと確認ですけど、29ページの「7つの提言」というのが、例えば、1番に、「職場風土の改善」とあるんですが、32ページの、まだ説明していないですが、「1 なんでも相談できる風通しのよい職場風土の醸成」とあるんですけど、ここは統一するということですね。

○法務・コンプライアンス課長 場合によっては変更したほうが分かりやすいかなと思います。

○議長（江口） そういったところも含めて、修正箇所、ご意見、ご質問があればよろしく願います。どうぞ。

○清水委員 すみません、つまらないところですけど、28ページの上から3行目ですけど、第5回から第7回までの会議においてというほうがいいかなと。

それと、遡るのですけども、20ページのところの3行目のところで、第3回から第5回までの会議ではというふうにしたほうがいいのかということなんです。

あと、会長からお話があった7つの提言については、次の説明が流れないと、何とも言えないのですが、やっぱり合わせたほうがいいのかと思うんですけど。

○議長（江口） ご指摘ありがとうございます。事務局、よろしく願います。村松委員、どうぞ。

○村松委員 「再発防止策に対する意見（委員会で出された主な意見）」というところなんですけども、ほかにもいろいろ意見があったかと思うんですけども、委員の皆様としては、これでよい

というお考えなのか。例えばですけど、福祉課長の決裁件数は多いと感じる。課長の負担軽減を図ったほうがよいということで、清水委員が2課長制がいいのではないかとおっしゃって、私もそういうふうに思っていて、ちょっと抽象性が高過ぎるような印象があって。

第三者委員としてはもう少し踏み込んで、例えば2課長制にすべきだとか、決裁件数が多いというのは、どれぐらい多いのか、例えば2,000件という数字を出すかとか、具体性がもう少しないと、読んでいてぼわっとするなという印象が少しあります。

あと、ほかにも、この事案が処遇困難ケースというふうに認識されていなかったところについて、処遇困難ケースとどの場合にするか、マニュアルがなかったとか、もう少し再発防止に対しての、かなり踏み込んだ意見を実際したと思うので、その部分について記載があってもよいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（江口） ありがとうございます。ここに箇条書きしていただいている委員の意見については、これは全てをここに載せていくという形ではなく、何か一定の基準というのがあったんでしょうか。

○法務・コンプライアンス課長 委員の意見については、再発防止の提言に反映する方向性でございましたので、基本的には意見として、皆さんの議論でそういう方向性があったというか、再発防止のこの辺については加えたほうがよいよといったような、キーになる意見については、基本的にはこういった協議経過があった流れで、こういった提言になったんだよというような経緯を示すものにさせていただいていると考えております。

全部というわけじゃないんですけども、その主なものとして記載しているということでございます。実際に決裁件数が多いということで、課長の負担軽減を図ったほうがよいということについては、具体的に42ページ前後にございます。

あと、「組織等の改善」の中で、決裁のほうが多いとか、注意が低下している時機を見計らっているとか、そういったようなご意見もございましたので、これについては再発防止策のメッセージの中に含めさせていただきまして、今回の不正支出において課長決裁のすり抜けが行われた原因の1つとして、決裁件数が多く課長の注意力が低下している時機を見計らって元職員が押印させていたことが考えられると、こういったこともあって基本的に決裁のほうでもキーコントロールについては課長にあって、何らかの決裁における課長の負担を軽減させるための方策、これを検討することが必要であると。それをメッセージとして出した後に、具体的なものとして、課長の負担を軽減するため福祉課を2課制にするなど組織体制を検討する、こんな流れになっているところでございます。

○議長（江口） そうすると、村松委員が今おっしゃってくださったように、我々委員としての具体的な意見があったことが、今のに反映されているようですから、流れから言っても、やっぱりどういう意見があったかというところに、村松委員がおっしゃってくださったような意見を入れ

るということは必要なのかなと思うんですが、村松委員、いかがでしょうか。

○村松委員 正直、予備知識がなくてこれだけ読むと、背景事情が分からないので、例えば、台帳の件数が多い、課長に負担がかかっているというよりは、具体的に言うと、福祉課長の決裁件数が月に2,000件あって、ほかの福祉課長と、突出して生活保護の課長が多いという実態があって、それなのに決裁のシステムがほかのところと同じであったゆえに、福祉課の課長が決裁件数が多過ぎて正確な決裁ができていなくて、この事件が起きたという背景があって、その上で2課長制について早急に実現すべきだとか、背景事情を盛り込んだ上で書いていかないと、稚拙だし、これだけ読んでも分からないですよ。そういう印象を持ちました。

○議長（江口） どうでしょうか。今のご意見を踏まえて、状況を振り返るといえるか、状況と言ったらいいんでしょうか。それがある程度見えるといえるか、分かるような形を取ることは。それほど大幅な修正というわけではないと思うんですよ。

○法務・コンプライアンス課長 具体的にどんな感じでの修正が必要ですか。具体的な件数等の例を出して修正する方向性もあると思いますし、これについては、再発防止のメッセージとしては、課長の負担軽減を図るといえるメッセージですね。その課長の負担軽減の中で、どんな取組があるのか、いろんな対策があるんですけども、最後は決裁での負担が大きいという結論になって、負担軽減として具体的な取組を出していく。

どこまで、この段階で具体的にというか、メッセージで止めるのか、具体的なところまで書くか、こちらの処理もございますので、その辺、どういったところまで。例えば件数を出して、こういった状況であるからあらためて考えますという形でとどめるのか、書き方をどこまで踏み込むのかということなのですが。

○議長（江口） 事務局としても、加筆修正等の作業をするという関係から、もしよければ村松委員、具体的にアドバイスというか。

○村松委員 分かりました。再発防止に対する意見、課題のところ、ちょっと具体的な文章で打っちゃったほうが早いと思いますので、分かりました。そういうふういたします。

○議長（江口） ほかの委員の皆様、そこは、そうすると村松委員から送っていただいたものを基に修正をし、ご報告しますが、そこら辺は、こちらにお任せいただいても大丈夫でしょうか。

○平野委員 会長にお任せします。

○議長（江口） 分かりました。

○村松委員 皆様にご確認して、再発防止策の意見で、ほかの先生方もいろいろ意見を言っていたと思うんですけど、この内容だけで取りあえず大丈夫か。ほかにも何か入れたほうがいいのか、提案したけれども、ここに盛り込まれていなかったものとかで取り入れたほうがいいのかあれば言っていて、入れたほうがいいのかと思うんですけど。

○議長（江口） ほかの委員の皆さんは何かございますか。私としては特に。

（「なし」と言う者あり）

○村松委員 分かりました。

○議長（江口） 村松委員にお任せしてよろしいでしょうか。

○村松委員 はい。

○議長（江口） ありがとうございます。ここで休憩を入れさせていただいて、いいでしょうか。すみません。今、15時10分ですので、10分間休憩させていただいて、また20分に再開したいと思います。

○議長（江口） 時間になりました。よろしいでしょうか。報告書の提出は何日ぐらいまでに。

○法務・コンプライアンス課長 そうですね、決まっているわけですがけれども、実際の報告書としては、事務局の方で修正には2、3日が必要と考えていますので。

○村松委員 4日までに。

○法務・コンプライアンス課長 そうですね、なるべく早くいただけると。

○村松委員 このままだと、ちょっと少な過ぎちゃって。

○法務・コンプライアンス課長 大幅な修正では。

○村松委員 再発防止策に対する意見が、これしか記載がないとなると、私たち委員としては、こちらのほうで見ると、もっといろいろと指摘をしているので、何をしていたのと。進言したこと、意見についてのところはかなり、もう少し厚く書こうかなと思っています。

○法務・コンプライアンス課長 場合によっては、報告書の体裁として意見を全部切っちゃうこともあります。最終的な結論として、個人個人の意見がどのように出たのかを申し上げず、第三者委員会としてどういう意見が出てきて、どういうふうに報告書にまとめたかが一番重要だと思います。そうすると、ここは個々の意見を掲載ということですので、個々の意見ではこういう意見が出てきたんだけど、最終的にこうなったというような、経緯でありますので、そういった、意見が少ないということに気にされているのであれば、思い切って切っちゃうことはいかがでしょうか。単にここは、いろんな意見が出てきて、最終的には提言としてまとまるという形だと思いますので、一番の肝は、やっぱり次の7つの提言で、この7つの提言は、基本的には委員会として皆様でいろんなご意見から出来上がったものなので、再発防止策に対する意見というのは、単なると言っては申し訳ないんですけども、意見のほうは一経過だと思うんですね。それで全部載っけなきゃいけないとなってしまうと莫大な量にもなります。

○議長（江口） そうですね。確かに、幾つもの意見があったものを検討した結果、改善策に反映させているということですので。

○法務・コンプライアンス課長 委員の皆様からこんな意見があったのを例示してきましたという話なので、これが出ている出ていないで提言としての結論が変わるわけではないと思うんです。

○議長（江口） いかがですかね。

○村松委員 防止策に対する意見と、その次のところも含めて後で一緒にお送りするという感じで、何というか、なかなか抽象的な表現が多いのと、ちょっと深みがないというか、文章の中に背景事情が書いていないので。こういう指摘があったので、こういう対策をしたというところが、背景の部分とかをもう少し具体性を持って、プライバシーに反しない限りで書ければなと思っています。

○議長（江口） そうすると、村松委員から文書をいただいて、私と事務局のほうで、村松委員のご意見をしっかり反映した形で最終的にまとめさせていただくということで、ご一任していただくということでよろしいでしょうか。

○村松委員 はい、お願いいたします。では、9月4日までに送ります。

○議長（江口） すみません、お忙しい中、お願いします。ありがとうございました。

それでは、引き続き事務局のほうからご説明いただければと思います。

○法務・コンプライアンス課長 ありがとうございます。では、31ページでございます。「VI 再発防止に向けた7つの提言」でございます。

こちらのほう、基本的には前回、提出させていただいた内容と変わっていないんですけども、先ほど修正をさせていただいたところを修正させていただきます。

まず、一番最初のほうの「本件事案で」というところを「本事件で」というところに修正をさせていただきました。

それから、すみません、これはまだ直っていないかもしれないんですが、実効性が高い再発防止に向けた7つの提言と26の具体的な改善策、こちらの提案を行うものであるということで、「1 なんでも相談できる風通しのよい職場風土の醸成」、こちらを表題にさせていただきました。この中で「特別な事情」とかという記載はあったんですけど、削らせていただきました。

あとは連絡調整という部分についても、事務所の対応のところなんですけど、そこを変えさせていただきました。

あと、本事件において、「どの職員でも悩み1人で抱え込むと被保護世帯に対する処遇」、こちらの部分で、「1人で抱え込む」というような表現を追加させていただきました。

それから、何でも相談できる風通しのよい職場を早期にというような表現があったんですけど、これも、「将来的」と同じような理由で、その用語については削除させていただきました。

それから、相談できる体制づくりまたはケースワーカーが査察指導員や課長に話をしやすい風通しのよい職場づくりを進めるため、これらの部分の文言修正をいたしました。

具体的な改善策については、全て、「将来的に」という文言を削除させていただきました。

「運用変更」のほうは、文言整理をさせていただきました。「全福祉事務所」だとか、「全区福祉事務所」だとか、その辺、ばらばらな表現でございましたので、ここについては「全区福祉

事務所」という形で統一し、修正をさせていただきました。

この中で、「運用面の不備として、保護決定通知書や挙証資料等を添付せず保護決定調書のみでの決裁」と、詳しく書かせていただいたと。先ほどもちょっとお話しさせていただいたんですけども、その下のところに、「内部統制上の発見的統制」というのがありますけども、そこに括弧書きで、「リスクの事後的なコントロール」ということで注釈をつけさせていただきました。

その後、「適正な運用を確保する必要がある」という形で、「必要がある」という部分を修正しています。

次のページも文言整理的な修正で、一番最初に、そのためという文言を加える修正をさせていただいています。

あとは、「処遇困難ケース」という、ケースという言葉を使うか使わないかという表現がばらばらでしたので、「処遇困難世帯」という形で、そのような表記に統一させていただきました。

それから、37ページなんですけれども、再発防止策を改善策に統一する形で、具体的に改善策に合わせた形です。記載については、2及び3に記載した改善策というところにさせていただきました。

37ページの4-②とございますけども、「処遇困難事例の見える化を図る」というところを追記し、整理させていただきました。

38ページでございますが、研修の実施の頭のところでございますけども、「いかなる理由であれ」というところの修正をいたしました。

39ページでございますが、研修の実施には通常業務に支障がないような配慮というご意見もございました。提言として、「なお、研修については通常業務に支障のないよう配慮し、職員が受講しやすい時期や方法により計画的に実施する必要があることも指摘しておく」という形で、追記させていただいております。

「6 マニュアルの整備」についてなんですけれども、これは「全区福祉事務所」という形で修正させていただいたのと、それから、誤字がありましたので、そちらを修正し「何故そう決められているのか」という形にさせていただきました。

また、処遇困難事例への対応ということを追記し、これも変えさせていただいたところであります。

それから、「組織等の改善」でございますけども、こちらは、「もちろんすり抜けが」行われた原因というように、「もちろん」があったんですけど、この「もちろん」については削除させていただきました。押印はすり抜けされてしまったことについては、課長のほうの注意力が低下しているところを見計らって押印させたのは、それを狙っていたところもあるんですけども、ただ、前提となるような、不正が行われた背景については職場においては、調書1枚での決裁、こういった通常ではないような処理が行われたことや、信頼ということで査察指導員による適正な審査

が確保されているものと信頼し、疑いもせずに押印したこと及び査察指導員から押印漏れと言われ書類をよく確認せずに押印したこと、こういったような要因が複数存在することです。

それから、決裁の時期なんですけれども、こちらのほうも修正させていただきまして、「そのため、定例支給及び追加支給の決定処理締め日などに集中的かつ多量に発生する決裁について課長のチェック機能の低下を防ぐため、決裁における課長の負担を軽減するための方策を検討する必要があります」としております。

その後に、清水委員からお話があったと思うんですけれども、また、「経理担当職員が課長決裁と同数の保護決定調書の決裁登録処理を行っているため、チェック機能の強化に当たっては、管理系の業務や体制を見直すなど経理担当職員の負担を軽減するための方策を検討する必要があります」とし、課長の負担軽減と同時に、やはり、経理担当も同じような形で処理を行っているのだから、これについても検討する必要があるというようなお話を受けまして、こちら、追記させていただきました。

あと、「ケースワーカー経験」のないという表現だったんですけれども、そちらのほうを「生活保護業務経験」といった形で表記のほうを変えさせていただきました。

その後、43ページでございますが、こちらのほうは、先ほどと整合性を取る関係でございます。7-③については同じようなところに変えさせていただいています。

先ほどの「ケースワーカー経験者」を「生活保護業務経験者」に、こういった形で調整をするために、7-②も修正させていただきました。

説明が飛び飛びとなり、少し分かりづらかったかもしれませんが、再発防止策の件については以上でございます。

○議長（江口） 只今の提言について、ご意見、ご質問があれば、委員の皆様、よろしくお願います。

（「なし」と言う者あり）

○議長（江口） ここは大幅に変わっているところではないですので、では、最後の説明をお願いします。

○法務・コンプライアンス課長 それでは、最後の「おわりに」の部分でございます。これについては、前回の会議の中で、「おわりに」という形で追記という話もございまして、これについては平野委員さんのご協力をいただきまして、追記をさせていただいたところでございます。

まず、基本的な方向性としては、先ほどちょっとご説明したところでございますが、こちらにつきましても、ちょっと読み上げさせていただきまして、ご確認をいただければと思います。

おわりに。委員会では、今回の事件について、元職員が正規の決裁過程を経ず、生活保護費を不正支出したという市の公金管理の適正性が損なわれたという問題に対し、支出手続過程や実施体制の不備を中心的に議論し、実効性のある7つの再発防止に向けた提言と26の具体的な改善

策を提案し、提言した再発防止策の実施を市に求めることとした。

今回の事件は、現場において公平・公正であるべき生活保護の実施が査察指導員によって恣意的・不適正に実施されてしまったという事実があったことも問題として指摘したい。

その問題の構図としては、次のように考えられる。

①元職員の属人的な問題。本来、ケースワーカーによる保護の適正実施を指導支援する役割である査察指導員である元職員が自らの立場を悪用して不正を行っていた。

②福祉事務所としての実施体制の問題。ケースワーカーによる保護を適正に実施するために、福祉事務所としての組織的な不正等に対する内部的なチェック機能が機能していなかった。また、被保護世帯の処遇に関する組織的な把握・管理がされていなかった。

③職場風土の問題。本来のルールから逸脱した例外的な処理も担当者レベルで可能であり、ルールを逸脱した処理を常態的に行っていた。また、不正に対する職員の意識が薄く、それぞれのチェック機能を果たすことができなかった。

この事件の根底には、これらの構図があり、職員により公金が不正に支出されてしまったことのみならず、生活保護行政に対する市民の信頼が大きく損なわれたという問題意識を持って、生活保護行政に携わる職員一人一人が、このような事件を二度と発生させないという強い意志と信念を持ち、公平で公正な生活保護の適正実施に努めていただきたい。

市民の信頼を回復するため、本報告書で提言した再発防止策を活用・実践し、生活保護行政のより一層の適正化に取り組んでいただくことを期待する。

生活保護の現場で働くほとんどの市職員は、困難な業務に真摯に、そして誠実に取り組んでいると信じており、今回の事件を引き起こした元職員が例外であることを願っている。それだけに、今回の事件が、生活保護の現場で従事する職員の士気を低下させ、市の福祉を後退させるものにならないようにしていただきたい。

また、委員会の提案として様々な選択肢を挙げたが、実際に再発防止策として展開するに当たっては、市で実施する場合の実効性、費用対効果、事務の効率性等も総合的に勘案した上で、適切に実施されることを期待する。

なお、警察の捜査の進展により新たな事実関係が明らかになった場合は、その事実関係を検証するため、プロジェクトチーム等を再開するなどして再発防止策の必要な見直しを図り、市民の信頼回復に努めていただきたい。

こちらで締めております。以上でございます。

○議長（江口） ありがとうございます。只今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

やっぱり、「おわりに」になったんですね。よろしいでしょうか。平野委員、どうぞ。

○平野委員 最後の46ページなんですけど、国語の問題です。45ページで一旦、内容が切れ

ているんですね。46ページは本当に追加なんですね。だから、できれば「また」のところを「今回」というふうにしてもらって、「なお」のところを「また」を使ってもらって、45ページで一旦、こういうふうにしてくださいと言って、最後、具体的なことはきちんと考えてほしいのと、今後明らかになってということ。「また」を「今回」にしてもらって、「なお」のところを「また」にしてもらって、そうすると国語的には完成すると。

○法務・コンプライアンス課長 そうすると、46ページのほうは、「今回、委員会の提案として」と変えて、「なお、警察の捜査の進展」のところを「また、警察の捜査の進展」ということですね。

○平野委員 方向的には、これで完成です。すみませんでした。

○議長（江口） いえいえ、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

では、よろしいでしょうか。事務局のほうの説明としては、ここまで、あとはよろしいですか。

○法務・コンプライアンス課長 説明は以上でございます。

○議長（江口） 委員の皆様、よろしいでしょうか。清水委員、どうぞ。

○清水委員 先ほどの、どうしましょうかというところ。29ページの7つの提言で、最初にある「職場風土の改善」というところがあって、32ページの1番、「なんでも相談できる風通しのよい職場風土の醸成」、これを合わせるのか。合わせないのか。先ほどの議論がされないまま来ちゃったところがあるんで。

○議長（江口） 委員の皆様、どうでしょうか。7つの提言が29ページに示されておりまして、32ページ以降、それぞれの提言について内容が記載されているわけです。それぞれの項目の提言名が統一されていないというか、同じではないので、7つの提言、29ページの7項目と32ページ以降の名前を統一させるということではよろしいでしょうか。32ページの内容に合わせるのと。

○平野委員 1番だけ違う。ほかは一緒です。

○議長（江口） そうですね。それは一緒ですね。ごめんなさい、1番ですね。1番を統一させると。これは32ページのほうの内容に合わせると。

○法務・コンプライアンス課長 そのとおりでございます。

○議長（江口） はい。清水委員、ありがとうございました。ほかにいかがですか。村松委員、どうぞ。

○村松委員 7つの提言はいいと思うんですけど、この順番って、分類がちょっとぐちゃぐちゃというか。例えば、人的なところの改善と、システムのところの改善とかで、例えば、1と7とかがそうなんですかね、1、5、7で、2、3、4とか6とかが物的なというところで、ちょっと分けて。

31ページで職員個人の資質と組織的な課題というところと、組織としてのマネジメントとな

っていて、どこがどこにつながるのかが、ちょっと分かりづらいというか。職員の資質を上げるということで職場風土の改善と研修の実施とか、どのカテゴリーにどれが入るのが。そうする部分もあるのかもしれないんですけど、順番はこれで固定なのかという。そこから大幅な修正をするという、今からだと間に合わないということであれば、このままで行くのかとか、その辺りをちょっと教えていただけると。

○議長（江口） 大幅な修正というのが可能かという、ちょっと厳しいところがあると思うんですけど、ただ、カテゴリーというのか、同じ組織のシステムの関係とかで、順番を少し変えるということについては不可能ではないと思うんですけども。村松委員、例えば、この順番に関してご提案がありましたら。

○村松委員 例えば、1、5、7とか、2、3、4、6とか。人に対する支援とシステムに対する支援とかを、その中でも分けて、ちょっと順番を変えたほうが。弁護士だと、カテゴライズが不明だと私個人として落ち着かないようなところがあって、読んでいる方が読みづらくないかなと、ちょっと気になったものですから。もっと早い段階で申し上げればよかったんですけど、順番を変えるというのは、データをいただければ私のほうでちょっと変えますので。すみません。

○議長（江口） 順番変える、若干、流れですよ。

○村松委員 そうですね。

○議長（江口） そこはそれほど大変な時間がかかる部分ではないかと思うので、ご意見、よく分かります。その辺りのご意見をいただくということで。

○村松委員 はい。

○議長（江口） すみません、いろいろと申し上げました。ほかに、委員の皆様、いかがでございますか。今の意見についてよろしいでしょうか。現段階で、一つ一つ独立はしているので、どのように並べても問題はないでしょうけど、確かに報告書として、さっと全体を読むに当たっては、ある程度カテゴライズされてあったほうがいいし、それぞれの流れというものが多少あったほうがいいかなと思います。では、村松委員、よろしく願います。すみません、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、委員の皆様から報告書案の様々な意見がございました。村松委員からは修正案というものを後ほど、お忙しい中、申し訳ないですが提出していただくということで、それをどのように最終的に報告書に反映させるかについては、会長のほうに一任させていただくということで願います。

修正の確認後、本委員会の報告書として、市長の方に提出させていただきたいと考えていますが、委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（江口） ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきたいというふうに思います。はい。平野委員。

○平野委員 これはお願いなんですけども、会長から今あったとおり、我々は市長から委嘱を受けているので、市長に報告するというので、あとは一般的に考えれば条例でつくった委員会なので、市長が議会に報告するということになると思うんです。これはお願いなんですけど、福祉に関することですので、できれば市の社会福祉審議会、そちらのほうに報告書のほうを情報提供してもらおうということをお願いしたいと思います。

○議長（江口） 分かりました。よろしいですね。どうでしょう。

○福祉部長 承知しました。

○議長（江口） よろしく申し上げます。平野委員、ありがとうございました。ほかにはよろしいでしょうか。

そうしますと、本日の議事はこれで全て終了とさせていただきます。ですので、本委員会の会議を終了させていただくということなんです。

最後にご挨拶させていただきたいんですけれども、本委員会は7月14日の第1回会議から、本当に委員の皆様、忙しい中、週1回のペースで、これで7回の審議を行いまして、その審議結果を再発防止に向けた提言として報告書に取りまとめるということができました。

これもひとえに、委員の皆様に、会議の円滑な運営にご協力いただいた賜物と感謝申し上げます。

委員会としては、これで一定の役目を終えることとなりますけれども、委員の皆様からいただいた専門家としての貴重なご意見は、再発防止策として将来にわたって、市の生活保護行政の適正化につながるものと思っております。委員の皆様の、本当にこういうことは二度と起こさないようにしようという熱い思いを本当に感じられる委員会でした。非常に積極的にご意見をいただき、それに対して会長として十分に進められないようなところもあって、ご迷惑をかけた部分もあると思うんですけれども、委員会を最後まで続けられたこと、本当に皆様のおかげだと思って感謝しております。本当にありがとうございました。

これをもちまして、議長の役目を終わらせていただきたいと思います。どうも本当にありがとうございました。

進行に事務局にお返ししたいと思います。

○司会 ありがとうございました。委員会として最後の会議となりますので、事務局を代表して総務部長からご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 総務部長の穂刈でございます。事務局を代表しまして、一言、ご挨拶を申し上げさせていただきますと思います。

先ほど会長のご挨拶にございましたけれども、本委員会は7月14日、委員会の立ち上げから

毎週、1週間というハイペースで集中的に会議を開催させていただきました。そういう意味では、会長をはじめ、委員の皆様には、公私ともにお忙しい中、会議にご出席、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、短期にもかかわらず、会議では様々な貴重なご意見をいただき、報告書に再発防止の提言としてまとめていただきました。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

報告書の中にもございましたが、今回の事件は、本来は公平公正であるべき生活保護の実施体制において不正が生じたもので、決してあってはならない事件でございます。このようなことが二度と行われぬよう、委員会からも再発防止に向けたご提言を活用、実践することで、生活保護行政のより一層の適正化を図り、市政に対する市民の皆様からの信頼回復に努めてまいりたいと考えております。本当に委員の皆様にはお世話になりました。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。これをもちまして、第7回の委員会を終了とさせていただきます。本日は大変お疲れさまでした。

3 閉会
